

地球温暖化対策報告書（その1）

1 事業者の氏名等

事業者の氏名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名)	江東区役所 山崎 孝明
事業者番号	A 1 0 0 3

2 報告する事業所等の全体の状況（平成29年度）

条例第8条の23第1項 報告事業所数	53 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	9,022 kl
条例第8条の23第2項 報告事業所数	0 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	0 kl

3 地球温暖化対策のレベル

重点対策のレベル	1
----------	---

4 事業者としての取組

取組方針	<p>◆地方公共団体実行計画の事務事業編として策定している「チーム江東・環境配慮推進計画」に基づき、各課に環境配慮実務担当者を設置し、環境負荷の低減に取り組む。また、取り組みを円滑に進めるために、「環境推進リーダー会議」を毎年開き、各種環境情報の共有を行い、省エネ推進体制を強化する。</p> <p>◆平成24年度より契約電力50kW以上の施設において、省エネ法判断基準に求められる項目に従い、設備の「管理標準」を策定し運用している。</p>			
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築
	A102	温暖化対策推進担当の配置	A105	取組内容や点検体制の定期的改善
	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A106	本社等による支店の支援
			A108	組織横断的な推進体制の整備
		A113	推進担当者の知識向上・内部還元	

5 特記事項

<p>◆平成29年度には、スポーツセンター、文化センター、老人福祉センターと用途別の3施設で省エネ診断を受診した（昨年度に比べてエネルギー使用量が多かった施設を主な対象としている）。診断結果をもとに、設備の運用改善を検討し、エネルギーの合理化に努めている。平成30年度も、引き続き省エネ診断を受診する予定である。</p> <p>◆「チーム江東・環境配慮推進計画」において、取組マニュアルを3種類に分類している。具体的には、誰もが取り組める省エネ対策を記載した一般職員用、施設の運用管理や保守点検について定めた施設管理者用、特定機器導入の際、トップランナー機器等を採用することなどを定めた施設導入者用である。これにより、各々がそれぞれの役割に応じて省エネ対策を行っている。</p>
